

## 令和2年度三戸町新型コロナウイルス感染防止対策 飲食店等環境整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、大きな影響を受けている飲食店等の事業者が店内での利用者を促進するため、飛沫感染防止対策の徹底を目的として、事業者が店舗内にアクリル板等を設置するために要する経費に対し、予算の範囲内において、令和2年度三戸町新型コロナウイルス感染防止対策飲食店等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この要綱において「飲食店等」とは、次の各号のいずれかの店舗又は事業を主として営む事業者の営業車両をいう。

- (1) 食堂、レストラン、ラーメン店、居酒屋、スナック、バー、カラオケ店、喫茶店
- (2) タクシー事業者、自動車運転代行業者、旅客自動車運送業者

### (対象事業者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、三戸町内に飲食店等を有し、3ヶ月以上継続して事業を営み、かつ、次の各号に該当する要件を満たす者とする。

- (1) 本町に納付すべき債務を滞納していないこと。
- (2) 個人にあっては、同一の世帯に属する者が、本町に納付すべき債務を滞納していないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

**第4条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
飛沫の遮蔽のため飲食店等に設置する物品の購入等に係る経費	左記補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は100千円のいずれか低い額

### (補助金交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定めるところにより、補助金交付申請書（様式第1号）に同条各号及び次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 設計書、位置図、各種図面等がある場合はその写し
- (3) 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票など）

- (4) 同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

#### (補助金の交付の決定(却下)の通知)

**第6条** 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該審査結果について、規則第4条に定めるところにより、申請者に通知するものとする。

#### (事業の変更申請等)

**第7条** 前条の規定により、交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、次のいずれかに該当する変更をしようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、規則第7条に定めるところにより、事業変更(廃止)申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20%を超える増減
- (2) 事業内容の重要な変更

#### (補助対象事業の実績報告)

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い期日までに、規則第9条に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第5号)に同条各号及び次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を確認することができる領収書等
- (2) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (3) その他町長が必要と認める書類

#### (補助金の額の確定)

**第9条** 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第10条に定めるところにより、補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

**第10条** 補助金の請求は、規則第12条に定めるところにより、請求書を町長に提出して行うものとする。

#### (補助金の支払い)

**第11条** 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

#### (補助金の交付の条件)

**第12条** 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算し

て、5年間保存しなければならない。

- (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を管理するとともに、補助金の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

#### (交付決定及び交付額の確定の取消し)

**第13条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条の交付決定及び第8条の交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。

#### (補助金の返還)

**第14条** 町長は前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、すでに補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### (処分の制限を受ける財産)

**第15条** 規則第17条の規定により、処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格が5万円以上の設備及び物品等とする。

#### (その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。